【注意事項】

・各サービスを利用するためには、パートナーシップ宣誓書受領カード等の提示のほか、サービスごとの利用要件を満たす必要があります。

・一部のサービスにおいては、パートナーシップ宣誓書受領カード等の提示が不要な場合があります。

・この一覧表に掲載されているサービス以外に、市町村と調整中のものもあります。調整が完了したものから、順次、一覧表を更新していきます。

県・市町村の行政サービス【松江市】

（令和8年8月現在）

制度・サービス名	内　　容	受領カード等の提示		問合せ先		備　　考
		必要	不要	担当課等	電話番号	
市営住宅の入居申込	パートナーと入居申込ができる	○		住宅政策課	0852-55-5344	
住民票	続柄を「縁故者」とすることができる	○		市民課	0852-55-5253	
住民票の写しの請求	住民票同一世帯のパートナーは、住民票の写しの請求が同一世帯員としてできる（委任状不要）		○	市民課	0852-55-5253	
住民票の異動	住民票同一世帯のパートナーは、住所異動の手続きが同一世帯員としてできる（委任状不要）		○	市民課	0852-55-5253	
市営墓地の使用	パートナーを埋葬することができる		○	市民課	0852-55-5252	
市営墓地の承継	パートナーに使用権の承継ができる	○		市民課	0852-55-5252	
結婚お祝い事業	宣誓者に「松江堀川遊覧船の無料乗船券」と「松江歴史館・ホーランエンヤ伝承館の無料入館券」を進呈する	○		市民課	0852-55-5255	
国民健康保険	住民票同一世帯のパートナーは委任状を省略することができる		○	保険年金課	0852-55-5263	
後期高齢者医療	住所が同一のパートナーは委任状を省略することができる		○	保険年金課	0852-55-5325	
生活保護	生計同一世帯の場合は同一世帯として申請ができる		○	生活福祉課	0852-55-5305	
生活困窮者自立支援事業	生計同一世帯の場合は同一世帯として申請ができる		○	生活福祉課	0852-55-5035	
障害者手帳（身体・療育・精神）の受け取り	本人に代わって障害者手帳を受け取ることができる		○	障がい者福祉課	0852-55-5945	
障害者手帳（身体・療育・精神）交付	パートナーが申請を代行することができる		○	障がい者福祉課	0852-55-5945	
自立支援医療（更生・育成・精神）	パートナーが申請を代行することができる		○	障がい者福祉課	0852-55-5945	
障がい者補装具・日常生活用具給付	パートナーが申請を代行することができる		○	障がい者福祉課	0852-55-5945	
福祉医療	パートナーが申請を代行することができる		○	障がい者福祉課	0852-55-5945	
特別障がい者手当	パートナーが申請を代行することができる		○	障がい者福祉課	0852-55-5945	
特別児童扶養手当	パートナーが申請を代行することができる		○	障がい者福祉課	0852-55-5945	
生活支援事業 （路線バス優待事業、コミュニティバス定期券助成、通院交通費助成事業、福祉タクシー利用料、自動車運転免許取得・改造費助成事業）	パートナーが申請を代行することができる		○	障がい者福祉課	0852-55-5945	
要介護（要支援）認定	パートナーが代理申請できる	○		介護保険課	0852-55-5935	
家族介護者交流（元気回復）事業	パートナーが申請できる	○		介護保険課	0852-55-5935	
「食」の自立支援事業	パートナーが代理申請できる	○		介護保険課	0852-55-5935	